

## 文教常任委員会会議録

1 開 議 平成27年3月17日(火) 午前10時00分

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第31号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第32号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第33号 大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定について

## 文教常任委員会 出席者名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	高木雄大	出席
委員	滝田一郎	出席
	篠崎博	出席
	引地達雄	出席
	中川雅之	出席

当局	教育部長 奥村昌美	出席
	教育総務課長 益子正幸	出席
	生涯学習課長 齋藤久男	出席

事務局	佐藤崇之	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいま出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、奥村教育部長、益子教育総務課長、齋藤生涯学習課長であります。

◎議案第31号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第31号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（奥村昌美君） 議案第31号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、基金の目的であります奨学金の貸与に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、基金の処分に関する規定を新たに追加するものであります。

詳しくは、教育総務課長がご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 教育総務課長。

○教育総務課長（益子正幸君） 議案第31号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の3ページ、タブレット型の3ページ及び議案書補助資料4ページをごらんいただきたいと思います。改正の理由でございますが、基金の目的であります奨学金の貸与に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、基金の処分に関する規定を新たな追加する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、5ページの新旧対照表でご説明を申し上げます。まず、第6条でございますが、基金の処分に関する規定を新設いたします。内容といたしましては、本条例の第1条は基金の目的が規定されておりますが、教育の機会均等の趣旨に基づいて能力があるにもかかわらず経済的な理由によって就学困難な者に対し、予算の範囲内において学資を貸与するため、その貸与の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとするものであります。

次に、条ずれによりまして、委任規定であります第6条を第7条に改めるものであります。議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、改正後の条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

議案第31号の説明につきましては以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第31号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 大田原市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第32号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第2、議案第32号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（奥村昌美君） 議案第32号についてご説明申し上げます。本件につきましては、本市内の大学で勉学する外国人留学生に対し、奨学金の支給を定めたものでありますが、今般薬学部留学生につきましては第6学年まで支給を広げるため、条例の一部を改正するものであります。

詳しくは教育総務課長がご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 教育総務課長。

○教育総務課長（益子正幸君） 議案第32号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書7ページ及び議案書補助資料は8ページになります。ご参照いただきたいと思います。この条例は本市内の大学で勉学する外国人留学生に対し、第1学年及び第2学年に在学する者に月額1万円、第3学年及び第4学年に在学する者に月額5,000円を奨学金として支給することを定めたものであります。今般新たに支給要望があったことを受けまして、第5学年及び第6学年の外国人留学生に対しましても減津学5,000円を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

なお、国際医療福祉大学におきましては第5学年及び第6学年がありますのは、薬学部のみということになります。改正の詳細につきましては、9ページの新旧対照表でご説明申し上げます。まず、第3条は、奨学生としての資格であります。第2号で第4学年から第5学年、第6学年に要件を広げるよう改め、次に第6条はそれぞれ支給期間を各号ごとに2つの学年で24カ月以内としておりましたが、これを各学年

12カ月以内とし、第2号の支給対象学年の第4学年から第6学年に改めるものであります。議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、改正後の条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

議案第32号につきましては以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回の改正に当たってということで、薬学部のみというお話でございました。そうしますと、今現在、多分今5年生が多分受けることは来年度4月1日からとなると、今現在薬学部の5年生が多分奨学金のこの制度に当たると思うのですけれども、今現在その対象となる人数というのはどのぐらいいるのか、その辺も含めてちょっとお聞きいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 教育総務課長。

○教育総務課長（益子正幸君） お答えいたします。外国人留学生の一番現在最高の学年におりますのは、3年生に2名在籍をしております。したがって、2年後に初めてこの規定が適用になるということになります。以上でございます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第32号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

#### ◎議案第33号 大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第3、議案第32号 大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（奥村昌美君） 議案第33号につきましてご説明申し上げます。本件につきましては、青少年の交流事業等を円滑かつ効率的に行うため、基金の処分に関する規定を新たに追加するものであります。

詳細につきましては、生涯学習課長がご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤久男君） それでは、議案第33号 大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書11ページ、議案書補助資料12ページをごらんください。改正の理由であります、大田原市あすなろ基金は児童生徒の表彰と青少年の国内外の交流に関する事業に必要な財源を確保し、将来にわたり事業の円滑な執行を図るために設置されたものであります、当該基金条例にはこれまで基金の処分についての規定がありませんでしたので、今回新たに追加するものであります。改正の詳細につきましては13ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。第6条として、基金の処分に関する規定を新設し、第1条に規定いたします事業の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるものとし、次の条ずれによりまして委任規定であります第6条を第7条に改めるものであります。議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、改正後の条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

説明につきましては以上であります。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第33号につきましては、議案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 大田原市あすなろ基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

## ◎散 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

教育部長、教育総務課長、生涯学習課長には大変ご苦労さまでございました。

これをもちまして散会いたします。

午前10時12分 散会